

オクレンジャー利用約款

1. 総則

1-1. 取扱の準則

株式会社パスカル（以下「弊社」といいます）は、弊社が定めたこの「オクレンジャー利用約款」（以下「本約款」といいます）に則ってオクレンジャーを提供します。

1-2. 約款の変更

弊社は本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。この場合、本約款の変更を契約者に通知します。契約者は変更後の約款が適用されます。

1-3. 用語の定義

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

基本サービス:

弊社が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器（以下「当社サーバー」といいます）内に、契約者のデータ（以下「データ」といいます）の電氣的な保管空間を、別に定める方法に従いオクレンジャー利用のために貸し出すとともに、弊社が弊社サーバーの設定および接続環境を保守・管理し、サーバーの機能の利用権を契約者に付与するサービス

付加サービス:

基本サービスにより契約者に貸し出されるデータ保管空間に有償で価値を付加するサービスまたはその他の付加サービス

利用契約:

弊社からオクレンジャーのサービス提供を受けるための契約

契約者:

弊社とオクレンジャーの利用契約を締結している法人、または地方公共団体その他一般団体（グループ組織）及び自然人

1-4. オクレンジャーの種別とその内容

オクレンジャーは、基本サービスと付加サービスの2種類のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます（以下これらの各種別を「サービス種別」といいます）。弊社は、付加サービスのみの提供は行いません。また、それぞれのサービス種別毎に個別の機能を提供するサービス（以下「サービス品目」といいます）は、それぞれのサービス種別毎に定めます。

1-5. 基本サービスのサービス品目

基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目は別に定めます。

1-6. 提供区域

オクレンジャーの提供区域は、弊社が別途定める方法で、サービスの利用が可能かつ料金支払の可能なすべての地域とします。

2. 利用契約

2-1. 利用契約の単位

オクレンジャーの利用契約は、弊社が定めたアカウント数その他の条件を単位として締結します。

2-2. 契約の利用期間

弊社は、それぞれのサービス種別毎に利用期間を定めることができるものとします。ただし、契約者は利用期間分の利用料金を支払うことで、利用期間が経過する前においても解約することができるものとします。

2-3. 契約者による第三者に対するサービスの提供

契約者がオクレンジャーを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、予め弊社所定の方法により当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本約款を契約者と同様に遵守させるものとします。

2-4. 権利譲渡の禁止

契約者は、オクレンジャーの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

3.利用申込等

3-1. 利用申込

弊社は契約申込者が署名した利用申込書の提出と所定の料金の支払をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。

3-1-2. 利用申込書の提出にあたっては、弊社が指定した第三者による取次を認めます。

3-1-3. 利用申込書の提出は、弊社が認める場合に限り、インターネット等を用いたオンラインやファクシミリによる申込に替えることができます。

3-2. 利用契約の成立

オクレンジャー利用契約は、利用申込に対して、弊社がこれを承諾したときに成立します。

3-3. 利用申込の受付とサービスの開始

弊社が利用申込を承認した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認書および必要な利用者 ID・管理者パスワードを文書で通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、弊社の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、5-1 ないし 5-3 を除き、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

3-4. 申込の拒絶

弊社は、次の各号に該当する場合には、オクレンジャーの利用の申込を承諾しないことができます。

- (1) 申込に係るオクレンジャーの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上困難な場合
- (2) オクレンジャーの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがある場合
- (3) オクレンジャーの申込者が、5-1（提供の停止）に該当する行為を行ったことがある場合または行うおそれがある場合
- (4) オクレンジャーの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合
- (5) 弊社が、契約締結を適当でないと判断した場合

3-4-2. 前項の規定により、弊社がオクレンジャーの利用申込を拒絶する場合は、弊社は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。申込者はこれに対して異議を申し出ることはできません。弊社は、拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

3-4-3. 弊社は、オクレンジャーの利用申込に対して、弊社指定の審査機関を通して、与信審査を行うことがあります。この場合、契約者は、審査により設定された与信枠内の金額分だけしかオクレンジャーを利用できないことがあります。

4.契約事項の変更等

4-1. 契約事項の変更等

契約者は、オクレンジャーの種別の変更等を申し出ることができます。この場合、弊社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。

4-1-2. 弊社は、前項の請求があったときは、第3節（利用申込等）の規定に準じて取り扱います。

5.提供の停止等

5-1. 提供の停止

弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてオクレンジャーの提供を停止することができます。

- (1) オクレンジャーの料金、割増金または遅延損害金等を支払期日が経過してもなお支払わないとき
- (2) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (3) 前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由で、弊社の業務の遂行または弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
- (4) 9-1（情報の取扱）の規定に違反すると弊社が判断したとき
- (5) 契約者が支払を停止したとき。
- (6) 契約者が、仮差押、差押、破産、会社更正、民事再生、私的整理等の各手続の開始の申立をし、またはこれを受けたとき
- (7) 契約者が日本および他各国で定められた法律に反する行為を行ったとき、もしくは過去に同様の行為を行っていた

- ことが判明したとき
 (8) その他弊社がやむを得ないものと認めたとき

5-2. 提供の中止

弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、オクレンジャーの提供を中止することがあります。

- (1) 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 弊社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
- (3) 第1種電気通信事業者または弊社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することによりオクレンジャーの提供を行うことが困難になったとき

5-2-2. 弊社は、5-2 (1) の規定によりオクレンジャーの提供を中止しようとするときは、その7日前までにその旨を契約者に、弊社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合および5-2 (2)、(3)においては、この限りではありません。

5-3. 通信利用の制限

弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合にも、緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、オクレンジャーの提供を制限することはありません、または中止する措置を取ることもありません。

5-3-2. オクレンジャーをご利用の契約者は、弊社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、弊社は契約者の利用を制限することがあり、更に契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

5-4. サービスの廃止

弊社は都合によりオクレンジャーの特定の種別および品目のサービスを廃止することがあります。この場合、弊社は契約者に対し、廃止の1ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知します。

5-4-2. 契約者は、5-4 のサービス廃止があったときは、弊社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別および品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第4節（契約事項の変更等）の規定を準用します。

6 反社会的勢力との取引排除

6-1. 取引の排除

弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に何らの通知、勧告をすることなく直ちに本契約を解除します。

- (1) 契約者または契約者の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力でなくなってから5年を経過していない場合。
- (2) 契約者または契約者の役員が反社会的勢力を利用した場合。
- (3) 契約者または契約者の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力との関与が認められる場合。
- (4) 契約者また契約者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、弊社または弊社の関係者に対し暴力団行為、詐術、脅迫の言辞を用い、弊社の名誉や信用を毀損し、弊社の業務を妨害した場合。

6-2. 契約者の協力

弊社が、前項各号を確認することを目的とした調査を行うことに契約者は全面的に協力し、これに必要と判断する資料を弊社もしくは弊社が依頼した者からの請求に応じ速やかに提出しなければならないものとします。

6-3. 契約者の通知

契約者は、第1項各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。

6-4. 損害賠償

第1項による契約解除により弊社に損害が生じた場合は、契約者はその損害を賠償しなければなりません。また、当該解除により契約者に損害が生じた場合、弊社は一切賠償責任を負わないものとします。

7. 契約の解除

7-1. 弊社が行う利用契約の解除

弊社は、5-1（提供の停止）のいずれかに該当する場合、同節に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を

解除することができます。

7-1-2. 弊社は、前項の規定により利用契約を解除するときは、書面等により契約者にその旨を通知します。

7-2. 契約者が行う利用契約の解除

契約者は、オクレンジャーの契約を解除するとき（7-2-2、7-2-3 の規定による場合を除く）は、弊社に対し、解除の日（月の末日に限ります）の2ヵ月前までに書面等によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が2ヵ月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から2ヵ月を経過する日に生じるものとします。

7-2-2. 契約者は、5-2（提供の中止）または5-3（通信利用の制限）に定めた事由が生じたことにより、オクレンジャーを利用することができなくなった場合において当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が弊社に到着した日にその効力が生じたものとします。

7-2-3. 5-4（サービスの廃止）の規定により特定のサービス種別が廃止されたとき（5-4-2 の規定により、サービス種別またはサービス品目に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該種別に係るオクレンジャーの契約が解除されたものとします。

8. 料金等

8-1. 料金等

オクレンジャーの料金および関連費用（以下「料金等」といいます）は以下の項目からなります。

(1) 初期設定費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で定める細目からなります。

(2) サービス月額・年額費用

契約者が、オクレンジャーの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

8-2. 課金開始日

オクレンジャーの課金開始日は、3-2（利用契約の成立）および3-3（利用申込の受付とサービス開始）の規定により契約が成立し、弊社が発送するサービス開始確認書において課金開始日として記載した日をいいます。

8-3. 契約者の支払義務

契約者は、弊社に対し、オクレンジャーの利用に係る前条に規定した初期設定費用、サービス月額・年額費用を、サービス種別毎に弊社が定める方法で支払うものとします。

8-4. 料金等の請求時期および支払期日

契約者は、弊社発行の請求書を受領後、弊社が指定する期日までに、オクレンジャーの料金等を支払うものとします。

8-5. 割増金

オクレンジャーの料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額その他、その免れた額の2倍に相当する額を割増として支払うものとします。

8-6. 遅延損害金

契約者は、オクレンジャーの料金等または割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。

8-7. 消費税

契約者が弊社に対しサービスに関する料金等を支払う場合、支払を要する額は、当該料金等の額に消費税を加算した額とします。

8-8. 初期設定費用およびサービス月額・年額費用の額

オクレンジャーの初期設定費用およびサービス月額・年額費用の額は、別途弊社が定めた額とします。

8-9. 契約解除に伴う料金等の清算方法

利用期間が終了する前に契約が解除された場合（7-2-2 の規定により解除された場合を除く）におけるオクレンジャーのサービス月額・年額費用の額は、課金開始日から当該契約期間までの額とします。契約者はこの額を弊社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

9. 情報の取扱

9-1. 情報の取扱

契約者は自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

9-1-2. 弊社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

9-1-3. 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内での紛争、または自己の使用する利用者 ID・管理者パスワードに関する紛争等に対しては自己の責任において解決するものとし、弊社またはその他の第三者に迷惑を掛け、あるいは何らの損害等も与えないこととします。

9-1-4. 契約者はオクレンジャーの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

- (1) わいせつ、賭博、暴力、残虐などの情報を発信、送信仲介、受信するなどの公序良俗に反する行為、もしくは、その虞のある行為
- (2) 犯罪行為、犯罪行為を導くような行為もしくは、それらの虞のある行為
- (3) 他人の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、もしくは、その虞のある行為
- (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、もしくは、その虞のある行為
- (5) 他人の名誉、信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為、もしくは、その虞のある行為
- (6) 性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような行為、もしくは、その虞のある行為
- (7) 有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽または詐欺的情報、公職選挙法に違反する情報を発信、送信仲介、受信する行為、もしくは、その虞のある行為
- (8) その他、法令に違反する行為、もしくは、その虞のある行為
- (9) オクレンジャーの運営を妨げ、もしくは弊社の業務営業を妨げ、また妨げるおそれのある行為
- (10) その他、弊社が不適切と判断するような行為

9-1-5 弊社は、以下の場合、契約者の個別の同意がなくとも契約者の通信の内容を見ることができるものとし、契約者もこれに同意します。

- (1) 大量通信等を受信した受信者から、当該通信の遮断依頼を受けた場合
- (2) オクレンジャーの運営又は弊社の業務営業を妨げ、若しくは妨げるおそれのある通信を遮断する場合
- (3) 送信元が詐称された通信である場合
- (4) オクレンジャーのトラフィックの現状把握のため、又は設備増強のために必要である場合
- (5) その他、弊社が不適切な通信であると判断した場合

9-1-6. 弊社は、以下の場合、契約者の承諾なく、弊社サーバー内のデータを消去できるものとします。

- (1) 当該データが 9-1-4 記載の行為あるいは、かかる行為の原因、手段、結果に係り得ると、弊社が判断した場合
- (2) 当該データがオクレンジャーの提供に何等かの影響を及ぼし得ると、弊社が判断した場合
- (3) オクレンジャーの提供上、その他、弊社が当該データの削除を必要であると判断した場合

9-2. バックアップ

弊社はサーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を保管することがあります。

9-2-2. 契約者が登録したデータが消失する、もしくは消去されるなどして、契約者が不利益を被った場合でも、弊社は何らの責任も負わないものとします。

9-3. 契約者のデータの権利

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、登録前の元々の著作権者に帰属するものとします。ただし、弊社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

9-4. 弊社による編集・出版

弊社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は弊社に帰属するものとします。

9-5. ファイル情報の消去

弊社は、オクレンジャー用設備のファイル容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、何らの補償をすることなく、また、契約者の承諾を得ずにそのファイルに蓄積されている契約者の情報を消去することがあります。

9-6. 弊社による情報等の送付

弊社は、弊社が必要と判断する情報を契約者に送付することがあります。この場合、弊社が送付した情報のデータ受信料は契約者の負担とします。

9-7. 登録情報の消去

弊社は、5-4（サービスの廃止）および7（契約の解除）において、契約者がオクレンジャーを使用しなくなったことが確定した場合、当該契約者が登録した情報および当該契約者に関して弊社が登録した情報の一切について、機密情報漏えい防止の観点から、特に当該契約者に通知することなく、消去いたします。

9-8. 登録情報の保持期限

弊社は、契約者がオクレンジャーを使用しなくなったことが確定した場合、その時点の当該契約者が登録した情報および当該契約者に関して弊社が登録した情報の一切について、弊社決算年度（決算期3月）における翌年度末まで保持します。

10. 損害賠償

10-1. 弊社による損害賠償

弊社は、オクレンジャーを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により、その利用ができない状態が生じた場合には、「オクレンジャーに関するサービス品質保証制度（SLA）」に従い品質保証を行います。弊社は、「オクレンジャーに関するサービス品質保証制度（SLA）」に定めのない損害賠償はいたしません。

また、オクレンジャーが動作を継続しているが、その応答が弊社の責によらず遅延した場合は、利用ができない状態に該当せず、弊社は、その応答遅延に対して一切責任を負いません。

10-2. 弊社免責事項

弊社の責めに帰すべき事由によらずにオクレンジャーを提供できなかったときは、弊社は、一切その責を負わないものとします。

10-2-2. 弊社は、契約者がオクレンジャーを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。

10-2-3. 弊社は、理由の如何にかかわらず、契約者がオクレンジャー用設備のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して当該契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

10-2-4. 契約者は、オクレンジャーの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、弊社が相手方とされた場合には、その対応費用の負担を含め弊社を一切免責補償するものとします。

10-2-5. 前項までに記載の免責事項の他、契約者がオクレンジャーの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、弊社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

10-3. 契約者による損害賠償

契約者が本約款に違反して弊社に損害を与えた場合、弊社は当該契約者に対して、弊社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

11. 雑則

11-1. 機密保持

弊社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。

11-2. 著作権

別段の定めのない限り、弊社の提供するサービスの各コンテンツに関する著作権その他の知的財産権は弊社あるいは各コンテンツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としてのオクレンジャーの著作権その他の知的財産権は弊社に帰属するものとします。

11-2-2. 契約者は、オクレンジャーの利用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。契約者が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害した場合には、契約者が独りその責めを負うものとし、弊社がかかる違反もしくは侵害により損害を被り、もしくは被るおそれがあるときは、弊社を防御、免責、補償するものとします。

11-3. ログイン名及び利用者 ID ならびに管理者パスワードの管理

契約者は、弊社から発行された利用者 ID、管理者パスワードを自らの責任で管理するものとし、その管理不十分、使用上の過誤、他人の使用等によって損害が発生したとしても、契約者が独りその責めを負うものとし、弊社は、その責めを負いません。契約者は、利用者 ID、管理者パスワードに関し、以下の義務を負うものとします。

- (1) 契約者は、利用者 ID、管理者パスワードを他人に使用させてはならず、また、その使用权に対して、貸与、名義変更、譲渡、売買、質入等の処分をしないものとします。
- (2) 契約者は、利用者 ID、管理者パスワードが分からなくなった場合、速やかに当社に届出るものとします。弊社は、有料で利用者 ID、管理者パスワードを再発行します。
- (3) 契約者は、利用者 ID、管理者パスワードを秘密に保持するものとします。
- (4) 契約者は、利用者 ID、管理者パスワードが漏洩したことを知った場合、また、利用者 ID、管理者パスワードが他人に使用されたことを知った場合には、直ちに弊社に、その旨、通知するものとし、弊社の指示に従うものとします。

11-4. 法令順守

契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則およびそれらの国の法令に従わなければなりません。

11-5. 通信設備等

契約者は、自己の費用と責任において、オクレンジャーを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、オクレンジャーを利用するものとします。

11-6. 通信事業者および接続業者

契約者は、オクレンジャーを利用する為に任意の通信事業者や接続業者と契約するものとし弊社は、通信事業者もしくは接続業者の責めに帰すべき事由でオクレンジャーの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負いません。

12. その他

12-1. 合意管轄裁判所

契約者と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合、長野地方裁判所佐久支部または佐久簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は平成 24 年 10 月 01 日から施行します。

平成 26 年 10 月 01 日改定

平成 27 年 10 月 01 日改定

平成 27 年 12 月 01 日改定

株式会社パスカル
 長野県佐久市猿久保 881-8
 電話：0267-66-1991